



## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第8期計画の基本理念については、介護保険法及び当該計画の趣旨を踏まえ、介護保険制度発足以降掲げてきたこれまでの基本理念を引き継ぐものとします。

また、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムが地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるため、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築や地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備の促進等一体的に取り組むことで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」に向けた包括的な支援システムの構築をめざします。

#### (1) 個人としての尊厳が守られる社会形成

市民各々には家族の有無、介護を必要とする状態の程度、その他社会的、経済的、身体的または精神的状態の差異はありますが、どのような状態にあっても、すべての市民が個人として尊重され、個人の尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会の形成をめざします。

#### (2) 個人の能力発揮による自立生活保持

すべての市民が、可能な限りの自助努力によって自らの能力を活かすことを基本として、必要に応じてそれぞれの心身の状態に適した介護（予防）サービスを利用することにより、それぞれの生きがいを持った自立生活を営むことができる社会の形成をめざします。

#### (3) 個人の意思決定による選択保障

すべての市民が、それぞれの心身の状況に応じて自らの自由な意思と選択に基づき、保健、医療、福祉にわたる総合的な介護（予防）サービスを受けながら生活を営むことができる社会の形成をめざします。

#### (4) 地域包括ケアシステムにおける支え合い

すべての市民が、それぞれの責任と努力によって住まいの確保を含めた自立生活の維持を図りつつ、家族や地域の相互の助け合いや交流を行い、必要に応じて介護、医療、予防、生活支援といった支援・サービスを利用して、住み慣れた地域で生活を営むことができる社会の形成をめざします。

#### (5) 社会参加と計画への参加

すべての市民が、社会を構成する一員として、社会的、経済的、身体的または精神的状態に関わらず、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加できるとともに、市の高齢者福祉に関する施策の策定、実施及び評価の全般に関し参画できる社会の形成をめざします。

基本理念の体系図

